

## 12. 在宅医療

### 「在宅医療」の概要

#### ■ 現状と課題

##### 《現状》

- 人口10万対の往診及び訪問診療を受けた患者数、訪問看護の利用者数、在宅医療関係施設数は全国平均を上回っている。
- 訪問看護ステーション1事業所あたりの職員数は全国より少ない。
- 人生の最終段階における医療について、家族と話し合ったことのない人が半数以上。

##### 《課題》

#### ① 介護との連携を含めた在宅医療提供体制の充実

#### ② 在宅医療を支える人材の確保・育成

#### ③ 患者自らの意思に沿った人生の最終段階における医療体制の整備

#### ■ 圏域設定

7圏域：和歌山、那賀、橋本、有田、御坊、田辺、新宮

#### ■ 主な施策の方向

##### ① 介護との連携を含めた在宅医療提供体制の充実

- わかやま在宅医療推進安心ネットワークを推進（地域密着型協力病院の充実、かかりつけ医の普及、在宅療養支援診療所等の在宅医療実施機関の充実等）
- 在宅医療と介護に携わる関係者による協議会や研修会等を開催
- 災害時におけるBCPの策定を推進

##### ② 在宅医療を支える人材の確保・育成

- 医師、訪問看護師等の在宅医療に携わる人材の確保・育成
- 特定行為研修受講看護師等の高度な専門知識・技術を持った看護職を育成

##### ③ 患者自らの意思に沿った人生の最終段階における医療体制の整備

- 在宅医療と救急医療の連携・協議体制の構築
- 人生の最終段階の医療に係る意思決定を支援する医療職等を育成
- 県民に対する広報・啓発を実施

#### ■ 主な数値目標（令和11年度）

##### ① 地域密着型協力病院数

令和5年度 25病院 → 40病院

##### ① かかりつけ医がいる者の割合

令和5年度 70.2% → 90%

##### ② 訪問看護ステーションに従事する看護職員数（常勤換算）

令和3年 790人 → 1,030人

##### ③ 人生の最終段階における医療やケアについて家族と話し合ったことがある者の割合(65歳以上)

令和5年度 45.9% → 72%

- ・ できるだけ多くの県民の関心を高めるため、イベント等を開催するとともに、様々な媒体を活用した広報を行い、認知度向上に取り組みます。
- ・ 高齢者やその家族の理解を広めるため、啓発冊子の活用や、県民向け講座の実施等により啓発を進めていきます。
- 患者及び家族からの相談に応じ、人生の最終段階の医療に係る意思決定を支援する医療職等の育成に取り組みます。
- 患者の意思が尊重され、最期まで穏やかに過ごすことができるよう、患者・家族の意思決定に基づく医療・介護の提供体制の構築を進めます。
- 在宅医療と救急医療の連携を強化し、居宅・介護施設における救急搬送時の対応ルールの策定・運用についての協議を進め、患者の意思が尊重される体制を構築していきます。

### 数値目標の設定と考え方

#### (1) 介護との連携を含めた在宅医療提供体制の充実

| 項目                          | 現状                 | 目標（令和11年度）            | 目標設定の考え方                                    |
|-----------------------------|--------------------|-----------------------|---|
| 地域密着型協力病院数                  | 25病院<br>(令和5年度)    | 40病院                  | 長期総合計画目標値から算出                               |
| 在宅療養支援診療所数                  | 182施設<br>(令和5年12月) | 264施設                 | 長期総合計画目標値から算出                               |
| 地域連携薬局数                     | 17施設<br>(令和6年1月)   | 人口換算での<br>全国平均        | 目標=全国の認定数<br>×(県人口/全国人口)                    |
| 在宅療養支援歯科診療所 <sup>※6</sup> 数 | 57施設<br>(令和5年12月)  | 180施設                 | 長期総合計画目標値から算出                               |
| かかりつけ医がいる者の割合               | 70.2%<br>(令和5年度)   | 90%                   | 【県民意識調査】「ない」の回答率を半減                         |
| 退院支援を実施している病院数              | 53施設<br>(令和5年12月)  | 高度急性期・急性期・回復期を持つ全ての病院 | 病床機能報告において、高度急性期・急性期・回復期を持つ全ての病院において退院支援を実施 |

(2) 在宅医療を支える人材の確保・育成

| 項目                         | 現状              | 目標（令和11年度） | 目標設定の考え方                            |
|----------------------------|-----------------|------------|-------------------------------------|
| 訪問看護ステーションに従事する看護職員数（常勤換算） | 790人<br>（令和3年度） | 1,030人     | 【介護サービス施設・事業所調査】訪問看護の利用者数の増加見込みから算出 |

(3) 患者自らの意思に沿った人生の最終段階における医療体制の整備

| 項目  | 現状               | 目標（令和11年度） | 目標設定の考え方                     |
|---|------------------|------------|------------------------------|
| 患者の意向を尊重した意思決定支援研修受講済の医療職等の数                    | 193人<br>（令和5年度）  | 400人       | 当研修受講済の医療職等を倍増               |
| 人生の最終段階における医療やケアについて家族と話し合ったことがある者の割合（65歳以上）    | 45.9%<br>（令和5年度） | 72%        | 【県民意識調査】「話し合ったことがない」との回答率を半減 |
| 診療所における在宅看取りの実施件数（65歳以上人口10万人あたり）が全国平均以上の二次医療圏数 | 4圏<br>（令和2年度）    | 7圏         | 全圏域で全国平均以上の在宅看取りを実施できる体制を整備  |

**目標設定における第七次計画からの変更点**

- 第七次保健医療計画で設定した「わかやま在宅医療推進安心ネットワーク構築保健所管轄区域数」、「全ての在宅医療・介護連携推進事業を実施し、地域包括ケアシステムに取り組む市町村数」の数値目標については達成できたため削除し

ました。

- 「在宅医療支援薬局数」の数値目標については、達成できた一方で、令和3年度から新たに地域連携薬局の制度ができ、薬局の更なる在宅医療の参画と質の向上を図るため、目標を「地域連携薬局数」に変更しました。
- 「患者の意思確認をするための体制」について、具体的な施策として、「患者の意向を尊重した意思決定支援研修会受講者数」の増加に変更しました。
- 「人生の最終段階における医療やケアについて家族と話し合ったことがある者の割合」について、対象者を高齢者（65歳以上）に変更しました。
- 「在宅看取りを実施している診療所数」について、在宅看取りの実施体制は、県全体では全国平均より充実しているものの、二次医療圏別で見ると、全国平均を下回っている圏域もあります。全圏域で全国平均以上の在宅看取りを実施できる体制を整備するため、「診療所における在宅看取りの実施件数（65歳以上人口10万人あたり）が全国平均以上の二次医療圏数」に変更しました。

#### ■用語の説明

※1 **在宅療養支援診療所**

24時間往診が可能な体制が確保され、国の定める基準を満たす診療所。

※2 **地域連携薬局**

令和3年8月から医薬品医療機器等法で新たに設けられた薬局の認定制度。高齢者等の円滑な利用に適した構造設備を有する、地域包括ケアシステム構築に資する会議への参加実績がある等の要件を満たす場合、他の医療提供施設との服薬情報の一元的・継続的な情報連携に対応できる薬局として、知事から認定を受けることができる。なお、麻薬調剤、無菌製剤処理に係る調剤等も要件となっている。

※3 **在宅医療サポートセンター**

訪問診療を実施する医師や後方支援機能を担う病院の登録、在宅医療を実施するかかりつけ医のいない患者への専門医の紹介、医療職・介護職の相談等を実施する在宅医療の総合相談窓口。

※4 **レスパイト入院**

介護する家族等が休息をとるための一時的な入院。

※5 **A C P（アドバンス・ケア・プランニング）**

人生の最終段階における医療・ケアについて、あらかじめ本人が家族等や医療・ケアチームと繰り返し話し合う取組。愛称は「人生会議」。

※6 **在宅療養支援歯科診療所**

在宅又は社会福祉施設等における療養を歯科医療面から支援し、国の定める基準を満たす歯科診療所。